

鉄道営業法（抄） 明治33年 3月16日法律第65号

平成11年12月22日法律第160号改正

出典 国土交通省鉄道局監修『注解鉄道六法（平成14年版）』第一法規出版

第2章 鉄道係員

（罰則）

第25条 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ3月以下ノ懲役又ハ500円〔2万円〕以下ノ罰金ニ処ス
変更適用 罰金額の変更 = 罰金等臨時措置法 2条1項

第3章 旅客及公衆

（罰則）

第33条 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ30円〔2万円〕以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
3 列車中旅客乗用ニ供セサル箇所ニ乗リタルトキ
変更適用 罰金額の変更 = 罰金等臨時措置法 2条1項

第34条 制止ヲ肯セスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ10円以下ノ科料ニ処ス

1 停車場其ノ他鉄道地内吸煙禁止ノ場所及吸煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙シタルトキ
変更適用 罰金額の変更 = 罰金等臨時措置法 2条3項

（車外又は鉄道地外への退去強制）

第42条 左ノ場合ニ於テ鉄道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得

2 第33条第3号ノ罪ヲ犯シ鉄道係員ノ制止ヲ肯セサルトキ又ハ第34条ノ罪ヲ犯シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス